令和6年度埼玉県海外出願支援事業 (海外出願補助金)の公募を開始します!

公募期間:令和6年5月16日(木)から6月21日(金)12時まで

公益財団法人埼玉県産業振興公社では、産業財産権(特許、商標等)の戦略的な海外展開を 目指す県内中小企業等を支援するため、海外出願にかかる費用の一部を助成します。 本補助金に申請を希望される皆様は、下記の募集概要及び当公社ホームページ (https://www.saitama-j.or.jp/shikin/r6/kaigaisyutugan/)に掲載の 公募要項等を必ずご確認ください。右の二次元コードからもご覧いただけます。

<募集概要>

出願種類	特許	実用新案	意匠	商標	冒認対策商標
補助上限額	150万円	60万円	60万円	60万円	30万円
	各補助額の上限内で複数出願を合算して <u>最大300万円</u> まで				
補助率	補助対象経費総額の2分の1以内				
対象の	・パリ条約等に基づく出願				
海外出願	・PCT 国際出願により指定国に国内移行する出願(ダイレクト PCT 出願を含む)				
	・ハーグ協定に基づく国際意匠出願				
	・マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願				
補助対象経費	外国特許庁への出願手数料、国内代理人費用、現地代理人費用、翻訳費				
対象者	埼玉県内に本社または事業所等を有する中小企業者等及び				
	それらの中小企業者等で構成されるグループ等(※みなし大企業は除きます。)				

<その他の主な条件>

- ●先行技術調査等の結果からみて、海外での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ●海外出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ●国内基礎出願と予定している外国特許庁への出願の出願人名義が、同一(企業名)であること。
- ●申請時に、外国特許庁への出願を依頼する弁理士等の国内代理人(選任代理人)の協力が得られる、 または出願手続を現地代理人等へ直接依頼する場合等には、それと同等の書類を提出できること。
- ●採択された場合、特許庁が実施する「フォローアップ調査・ヒアリング」等に協力・回答すること。

<主なスケジュール>

●公募期間 令和6年 5月 16 日(木) ~ 6月 21 日(金) 12:00 【申請書類必着】

●書類審査 令和6年 7月下旬 ●交付決定通知 令和6年 8月上旬 ●海外出願期限 令和6年 12月末日まで ●実績報告期限 令和7年 1月末日まで ●補助金交付 令和7年 3月末



| お問合せ先 (公財)埼玉県産業振興公社 産学・知財支援グループ 担当:山極(やまぎわ) 〒330-8669 さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 電話:048-621-7050 メール:chizai@saitama-j.or.jp